二　第２号加入者であって、次号から第５号までに掲げる者以外のもの　　６万２千円

三　第２号加入者であって、企業型年金加入者であるもの（次号に掲げる者を除く。）　　６万２千円（事業主掛金の拠出に係る月にあっては、６万２千円から当該事業主掛金の額を控除した額）

四　第２号加入者であって、他制度加入者であるもの　　６万２千円から他制度掛金相当額（その者が企業型年金加入者である場合において、事業主掛金の拠出に係る月にあっては、当該事業主掛金を加えた額）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

五　第２号加入者であって、第２号厚生年金被保険者又は第３号厚生年金被保険者であるもの　　６万２千円から共済掛金相当額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

六　（略）

七　第５号加入者であって、次号から第10号までに掲げる者以外のもの　　６万２千円

八　第５号加入者であって、企業型年金加入者であるもの（次号に掲げる者を除く。）　　６万２千円（事業主掛金の拠出に係る月にあっては、６万２千円から当該事業主掛金の額を控除した額）

九　第５号加入者であって、他制度加入者であるもの　　６万２千円から他制度掛金相当額（その者が企業型年金加入者である場合において、事業主掛金の拠出に係る月にあっては、当該事業主掛金を加えた額）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

十　第５号加入者であって、第２号厚生年金被保険者又は第３号厚生年金被保険者であるもの　　６万２千円から共済掛金相当額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

第75条の２　第71条第１項第１号ロに掲げる方法により加入者掛金を拠出する場合又は第71条の２第１項ただし書の規定により中小事業主掛金を拠出する場合（12月から翌年11月までの12月間に加入者の資格を喪失した後、再び加入者の資格を取得した者に係る加入者掛金を拠出する場合を含む。）におけるその拠出することとなった日に係る加入者掛金又は中小事業主掛金の額は、加入者期間の計算の基礎となる期間につき、12月からその拠出することとなった日の属する月の前月までの各月の末日における前条各号に掲げる加入者の区分に応じて当該各号に定める額（その拠出に係る拠出区分期間以前の拠出区分期間に同条第３号から第５号まで及び第７号から第10号までに掲げる加入者の区分に係る拠出区分期間がある場合にあっては、当該拠出区分期間に係る同条第３号から第５号まで及び第７号から第10号までに掲げる加入者の区分に応じて同条第３号から第５号まで及び第７号から第10号までに定める額を除く。）を合計した額から、その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に係る加入者掛金及び中小事業主掛金の額（その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に同条第３号から第５号まで及び第７号から第10号までに掲げる加入者の区分に係る拠出区分期間がある場合にあっては、当該拠出区分期間に係る加入者掛金及び中小事業主掛金の額を除く。）の総額を控除した額を超えてはならない。

２　第71条第１項第２号に定める方法により加入者掛金を拠出する場合におけるその拠出することとなった日に係る加入者掛金の額は、加入者期間の計算の基礎となる期間につき、その拠出することとなった日の属する月の前月の末日における前条第３号から第５号まで及び第７号から第10号までに掲げる加入者の区分に応じて同条第３号から第５号まで及び第７号から第10号までに定める額を超えてはならない。

二　第２号加入者であって、次号から第５号までに掲げる者以外のもの　　２万３千円

三　第２号加入者であって、企業型年金加入者であるもの（次号に掲げる者を除く。）　　２万円（事業主掛金の拠出に係る月であって、当該事業主掛金の額が３万５千円を上回るときは、２万円から、当該事業主掛金の額から３万５千円を控除した額を控除した額）

四　第２号加入者であって、他制度加入者であるもの　　２万円（他制度掛金相当額（その者が企業型年金加入者である場合において、事業主掛金の拠出に係る月にあっては、当該事業主掛金を加えた額）が３万５千円を上回るときは、２万円から、当該他制度掛金相当額から３万５千円を控除した額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。））

五　第２号加入者であって、第２号厚生年金被保険者又は第３号厚生年金被保険者であるもの　　２万円（共済掛金相当額が３万５千円を上回るときは、２万円から、当該共済掛金相当額から３万５千円を控除した額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。））

六　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第75条の２　第71条第１項第１号ロに掲げる方法により加入者掛金を拠出する場合又は第71条の２第１項ただし書の規定により中小事業主掛金を拠出する場合（12月から翌年11月までの12月間に加入者の資格を喪失した後、再び加入者の資格を取得した者に係る加入者掛金を拠出する場合を含む。）におけるその拠出することとなった日に係る加入者掛金又は中小事業主掛金の額は、加入者期間の計算の基礎となる期間につき、12月からその拠出することとなった日の属する月の前月までの各月の末日における前条各号に掲げる加入者の区分に応じて当該各号に定める額（その拠出に係る拠出区分期間以前の拠出区分期間に同条第３号から第５号までに掲げる加入者の区分に係る拠出区分期間がある場合にあっては、当該拠出区分期間に係る同条第３号から第５号までに掲げる加入者の区分に応じて同条第３号から第５号までに定める額を除く。）を合計した額から、その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に係る加入者掛金及び中小事業主掛金の額（その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に同条第３号から第５号までに掲げる加入者の区分に係る拠出区分期間がある場合にあっては、当該拠出区分期間に係る加入者掛金及び中小事業主掛金の額を除く。）の総額を控除した額を超えてはならない。

２　第71条第１項第２号に定める方法により加入者掛金を拠出する場合におけるその拠出することとなった日に係る加入者掛金の額は、加入者期間の計算の基礎となる期間につき、その拠出することとなった日の属する月の前月の末日における前条第３号から第５号までに掲げる加入者の区分に応じて同条第３号から第５号までに定める額を超えてはならない。